

## 新型コロナワクチン集団接種の終了について

追加資料①  
市民健康部

秋冬接種の実施にあたっては、市内医療機関で実施する個別接種を補完する役割として集団接種会場を開設していた。開設にあたっては事前に医療従事者や会場の確保等が必要であるものの、接種希望者が集中する期間を過ぎ、集団接種の予約者数も減少している。また、今般、国において令和6年1月以降の集団接種会場に係る経費については原則として補助対象外とする方針が示された。こうした状況を鑑み、令和5年12月24日（日）をもって、全ての集団接種会場での接種を終了する。

なお、市内医療機関での個別接種は、引き続き3月まで実施する。

### 1 接種体制

区分	接種期間	会場(医療機関)数
個別接種	～令和6年 3月31日まで	283医療機関
集団接種	～令和5年12月24日まで	6会場

### 2 最終実施日

会場名	最終実施日
市民会館	12/24
東公民館	12/17
琴海南部文化センター	12/17
南部市民センター	12/24
市役所2F	12/24

※ 野母地区公民館については11月19日をもって終了

### 3 参考（令和5年12月1日付\_厚生労働省\_事務連絡\_抜粋）

【令和6年1月以降の集団接種会場に係る経費】

定期接種においては、個別医療機関での接種（個別接種）が原則となっていることから、新型コロナワクチン接種についても、来年度の定期接種への移行を見据え、原則として集団接種会場費について、補助対象にしないこととする。

## 新型コロナワクチン接種健康被害救済給付について

### 1 概要

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村が給付を行うこととなる。（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われる。）

### 2 長崎市の進達等状況（令和3～5年度の累計件数）

令和5年12月5日現在の累積件数

25件 内訳：認定19件（死亡一時金及び葬祭料2件、医療費及び医療手当17件）

否認2件（医療費及び医療手当）

結果待ち4件（医療費及び医療手当）

### 3 給付済額（認定19件のうち、給付済15件、請求待ち3件、対応中1件）

種 類	令和4年度		令和5年度		計	
	件数	給付金	件数	給付金	件数	給付金
死亡一時金	0	-	1	44,200,000 円	1	44,200,000 円
葬祭料	0	-		212,000 円		212,000 円
医療費	3	97,260 円	11	449,378 円	14	546,638 円
医療手当		107,000 円		1,419,600 円		1,526,600 円
計	3	204,260 円	12	46,280,978 円	15	46,485,238 円

※ 医療費及び医療手当については、既定予算内で対応済。

※ 対応中1件については、令和5年12月5日付け死亡一時金及び葬祭料に係る審査結果の通知がなされたため、同月中に予備費充用、給付の見込み。

### 4 全国の進達状況（国の審議結果参照）

令和5年11月29日現在の累積件数

進達受理 9,522件（認定5,357件 否認860件 保留74件）

※ 死亡一時金又は葬祭料に係る件数

進達受理 1,040件（認定377件 否認49件 保留2件）